

氏 名	すず 鈴 木 しん 伸 二
学位(専攻分野)	博 士 (地域研究)
学 位 記 番 号	地 博 第 26 号
学位授与の日付	平 成 17 年 9 月 26 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	ア ジ ア ・ ア フ リ カ 地 域 研 究 研 究 科 東 南 ア ジ ア 地 域 研 究 専 攻
学位論文題目	Political Economy of Mangrove Wetlands in Vietnam: Migration, Institutional Changes, Natural Resource Uses in A Period of Transition (マングローブ湿地の政治経済学—移行期ベトナムにおける移住、制度変化、資源利用—)
論文調査委員	(主 査) 教 授 山 田 勇 助 教 授 河 野 泰 之 助 教 授 岩 田 明 久

論 文 内 容 の 要 旨

1970年代に入り、東南アジア各国ではエビ養殖の拡大にともなうマングローブ林の破壊が報告されるようになった。ベトナムでも1980年代中頃からエビ養殖の拡大と森林破壊が生じたが、なぜ社会主義国であるベトナムでこのような現象が生じたのかを議論した先行研究はなかった。

本論の目的は、社会科学的手法をもちいて、マングローブ湿地の資源利用を包括的に議論することにある。本論では、従来のベトナム研究における二分化、すなわち国家レベルの資源管理に関する論考と、村落レベルの資源管理に関する論考の二分化を避けるため、中央政府や地方行政機関の公文書、および北部と南部の村落で16ヶ月にわたる臨地調査によって収集したデータを用いて、資源管理問題における国家、地方、村落それぞれの相互作用と、マングローブ湿地という空間の特異性に関して考察を行った。

ベトナムでは1986年にドイモイ政策が採択され、農業は集団生産体制から世帯を単位にした生産体制へ移行した。具体的には合作社などの集団生産組織が保有する土地を世帯に配分して、そこでの長期使用权を認めるという改革が行われた。ベトナムのマングローブ湿地におけるエビ養殖の拡大は、この土地制度改革によって生じたものであった。

土地制度改革は、1987年の土地法および1988年の政治局10号決議によって全国規模で行われた。ところが、現実の湿地利用においては、ベトナムの北部と南部でかなり異なったものとなった。

ベトナム北部クアンニン省のD村では、1993年の改正土地法を受けて合作社が管理してきた農地を世帯に配分する事業が行われた。この中で、マングローブ湿地の配分も行われた。D村では1992年から水棲動物の中国への出荷が始まり、水棲動物が地域住民の現金所得源となった矢先に、村の幹部によってマングローブ湿地の35%がエビ養殖のために囲い込まれた。湿地の配分を受けることができなかった多くの住民が、残されたマングローブ湿地で恒常的に水棲動物の採集に従事するため、水棲動物の枯渇問題が生じていた。

一方、南部カマウ省のT村では、北部とは異なり、マングローブ造林を世帯に委託することを目的とした湿地の配分が1988年から行われた。この土地配分事業は、マングローブ湿地以外の農村部から大量の移住者を呼び込んだ。そのためカマウ省では、湿地利用の混乱を是正するために省独自のマングローブ結合型エビ養殖モデルという土地制度を作成した。結合型養殖とは、世帯に配分した土地の6割で造林を行い、残り4割で水産養殖を行うというものであった。この土地利用制度の施行によってマングローブ林の面積は増加していった。ところが、エビ養殖の生産性は極めて不安定なものであった。T村ではエビ養殖に内在する不確実性を緩和するために、各世帯は所得源の多角化を進めていたが、これが経済格差の広がりを助長した。

北部D村と、南部T村での資源利用における違いは、前者の湿地が法的に未使用地とされているのに対して、後者では林地と規定されていることに起因していた。D村のマングローブは歴史的に商業伐採の対象とはなっていないため、土地法において未使用地とされ、村の幹部による恣意的な土地配分が行われた。一方、T村ではマングローブは植民地期

から商業伐採の対象であったため、湿地が法的に林地と規定され、省レベルでの制度化を促して森林面積の増加をもたらした。しかし、T村ではエビ養殖の生産面で大きな問題を抱えていた。結合型養殖では水路の権利が完全に世帯に帰属し、その使用に当っては土地法に準拠しているため、地方レベルでの組織的な生産性改善へと向けた取り組みが行われていないのである。

以上から、ベトナムのマングローブ湿地においては、公的な制度が地域社会の資源利用を直接的に規定すること、中央政府と村落の仲立ちをする地方レベルの土地制度が森林保全に大きな影響を与えていることが明らかとなった。

論文審査の結果の要旨

東南アジアの熱帯林生態系の中でマングローブ研究の歴史はもっとも古く、1920年代から多くの研究が続けられてきている。とりわけ1970年代から大規模化したエビ養殖池造成にともなうマングローブ地帯の劣化を中心に、開発と保全の問題を論じた研究例は多い。

ベトナムにおいては、ベトナム戦争時の枯葉作戦等によるマングローブ地帯の攪乱が戦後修復されてきた状況について、自然科学的な側面からの報告は多くなされてきている。

しかし、ベトナムの海岸線は南北3200kmにおよび、南と北では気候的にもまた制度的にも大きな差があり、単純に、修復の成果を評価するだけでは、ベトナム全体のマングローブ地帯の現状を把握したことにはならない。さらに、稲作地帯からの移民の問題や国際援助と関連した社会的な背景をぬきにしては、ベトナムのマングローブ地帯の地域研究はなりたない。

東南アジアのマングローブ地帯の中で、特異な歴史をたどってきたベトナムのマングローブ地帯について、本論文は南と北の典型的な定点を選び、それらの地域における自然生態学的な調査にはじまり、地方行政機関や国家の制度、移民集団の動向、国際援助と開発との関連性などについて論じたものである。この研究の中で、これまでの先行研究の中ではみられなかった新しい視点は以下のようにまとめられる。

1. 南北ベトナムのマングローブ林の生態的基礎調査と同時に、その背景となる公的制度のあとづけを中央政府および地方行政機関の文書を綿密に検討することによっておこなった。その結果、南部の「林地」と北部の「未使用地」としての制度的な差が、その後のマングローブ林のとりあつかいに大きく関係したことを明らかにした。

2. ベトナムの他省からのマングローブ地帯への移住の小史を土地使用の制度変化の中でとらえ、移住時期を3期にわけて分析し、1980年代からの国家によるエビ養殖の奨励による発展のあとづけをおこなった。ベトナムマングローブ地帯における移住者の出生地から現在の生活の内容を定量的に調べた例はない。

3. 国際援助と連動して、結合型エビ養殖技術が導入されたが、その是非について、農民からの直接聞き取り調査をし、結果的に持続的な方式になっていないことを示した。

4. 南北ベトナムにおいては、マングローブ湿地の利用形態が大きくことなる。この中で特に北の農民たちがマングローブ湿地という生態空間の中で、いかに多くの生物資源を採取し、販売してきたかを、定量的なデータで実証した。

以上、この論文はフランス植民地時代からつづく、ベトナムの公的制度を綿密に公文書をよみとくことによって調査して、制度によって、マングローブ生態系のとりあつかいが大きく異なってきた経緯を明らかにした。同時に、ベトナムの南と北のマングローブ農村における長期のフィールドワークによって、国家機関、地方行政単位、国連援助機関、行政官へのインタビューを通じて、ベトナムマングローブ地帯の政策的な動きと人々の対応を明らかにすることに成功した。マングローブ生態系の自然科学的な調査とともに、政治、社会的な側面からマングローブ生態系の現状をとらえたこの研究は、今後の地域研究における政治生態学的手法を開発した点でも高く評価できる。

よって、本論文は博士（地域研究）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成17年6月27日、論文内容とそれに関連した事項について試問した結果、合格と認めた。